

香取市市勢要覧作成業務公募型プロポーザル実施要領

1 公募型プロポーザル方式で提案を求める趣旨

令和 8 年に香取市合併 20 周年の節目を迎えるため、香取市として 3 冊目となる市勢要覧を作成する。今回は合併 20 周年として行われた事業などを掲載するほか、ふるさと香取市への理解が深まる冊子作成を目的とする。

ついては、本業務の委託に最適な事業者を選定するため、価格のみの競争に寄らず、広く事業者からの提案を求め、企画力やデザイン力、豊富な事業実績に裏打ちされた技術力等を総合的に評価する公募型プロポーザル方式を採用するものである。

2 業務概要

(1) 業務名

香取市市勢要覧作成業務

(2) 履行期間

契約締結日の翌日から令和 9 年 3 月 17 日まで

(3) 業務内容

「香取市市勢要覧作成業務委託仕様書（以下「仕様書」という。）」に記載しているとおりとする。ただし、契約時における仕様書は、受注事業者の提案内容等に応じて、一部変更する場合がある。

(4) 提案上限金額

7,000,000 円（消費税及び地方消費税相当額を含む。）

(5) 支払方法

業務完了時の一括払いとする。

(6) 契約保証金額

契約代金の額の 100 分の 10 以上

※香取市財務規則（平成 18 年規則第 48 号）第 120 条の 2、及び第 121 条に該当する場合は、これに限らない。

3 参加資格

香取市市勢要覧作成業務公募型プロポーザル（以下、「本プロポーザル」という。）に参加する事業者は、公告日現在において、次に掲げる要件をすべて満たしていなければならない。なお、優先交渉権者の選定までの間に要件を満たさなくなった場合は、参加資格を失うものとする。

- (1) 令和 6・7 年度香取市入札参加資格者名簿の委託（広告・催事）、物品（印刷・製本）のいずれかに登録されていること。

- (2) 地方自治法施行令(昭和 22 年政令第 16 号)第 167 条の 4 の規定に該当しないこと。
- (3) 手形交換所による取引停止処分を受けてから 2 年間を経過しない者又は本業務の契約締結日前 6 箇月以内に手形、小切手を不渡りした者でないこと。
- (4) 香取市建設工事請負業者等指名停止措置要領（平成 18 年香取市告示第 113 号）に基づく指名停止措置又は香取市契約に係る暴力団等排除措置要綱（平成 24 年香取市告示第 149 号）に基づく入札参加除外措置を受けていないこと。
- (5) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていないこと。
- (6) 納税義務のある税を滞納していないこと。
- (7) 平成 27 年度以降に市勢（町勢）要覧、記念誌、冊子等、同種又は類似業務の作成（発行）実績があること。
- (8) 香取市での打ち合わせ等に出席でき、緊密な連絡調整が可能であること。また、一年を通じて、事前に市からの求めがあった場合はいつでも写真撮影や取材等に対応できる体制を有すること。

4 スケジュール

項 目	期日等
公募開始	令和 7 年 8 月 5 日(火)
質問書の提出期間	令和 7 年 8 月 22 日(金) 午後 5 時まで
質問書に対する回答	令和 7 年 8 月 27 日(水)
参加表明書の提出期限	令和 7 年 9 月 2 日(火) 午後 5 時
参加承認通知	令和 7 年 9 月 5 日(金)
提案書等の提出期限	令和 7 年 9 月 12 日(金) 午後 5 時
第 1 次審査結果通知	令和 7 年 9 月 26 日(金)
第 2 次審査（プレゼンテーション審査）	令和 7 年 10 月 15 日(水)
第 2 次審査結果通知	令和 7 年 10 月 30 日(木)
契約の締結	令和 7 年 12 月上旬

※スケジュールは都合により変更する場合がある。

5 参加手続き

- (1) プロポーザル参加表明書の提出
 - ア 提出期限 令和 7 年 9 月 2 日(火) 午後 5 時
 - イ 提出先 香取市役所 総合政策部 秘書広報課 シティプロモーション推進室
 - ウ 提出書類及び部数

- (ア) 公募型プロポーザル参加表明書（様式第 1 号） 1 部
- (イ) 業務実績一覧（様式第 2 号） 1 部
- (ウ) 上記業務実績一覧に記載のある成果品 各 1 部
- (エ) 参加表明事業者の直近年度の以下の税に未納がないことが確認できるもの
 - ・ 全ての国税(法人税・消費税)
 - ・ 都道府県税(事業税・都道府県民税)
 - ・ 市町村税 各 1 部

※発行日が公告日以降の原本に限る。

エ 提出方法 持参又は郵送等

※持参の場合は土・日曜日、祝日を除く開庁日午前 9 時から午後 5 時まで受け付ける。郵送等の場合は提出期限必着とし、配達記録が残るものに限る。

(2) 参加承認通知

公募型プロポーザル参加承認通知書（様式第 7 号）により通知する。

- ア 通知日 令和 7 年 9 月 5 日(金)
- イ 通知先 参加表明書に記載された連絡担当者
- ウ 通知方法 郵送及び電子メール

(3) 参加辞退

参加表明書を提出後に参加を辞退する場合は、辞退理由を記載した書面（任意様式）に代表者印を押印して提出すること。提出方法は持参又は郵送等（参加表明書の提出と同様）とする。

6 質問書の提出及び回答

(1) 本業務に関する質問書の提出

- ア 提出期間 令和 7 年 8 月 22 日(金) 午後 5 時まで
- イ 提出先 香取市役所 総合政策部 秘書広報課 シティプロモーション推進室
- ウ 提出方法 質問書（様式第 3 号）を持参又は電子メールで送信。電子メールの場合は、件名に「プロポーザル質問書」と明記し、送信後に確認のため電話でその旨を連絡すること。

※持参の場合は土・日曜日、祝日を除く開庁日午前 9 時から午後 5 時まで受け付ける。

(2) 質問書に対する回答

令和 7 年 8 月 27 日(水)までに、本市ホームページ上で回答する。なお、回答に対する再質問は受け付けない。また、回答は、本実施要領及び仕様書等の修正とみなす。

7 提案書等の提出

本プロポーザルへの参加を承認された事業者は、次のとおり提案書等を提出すること。提案書の提出は、1 事業者について 1 案のみとする。

(1) 提案書ほか提案に必要な書類の提出

- ア 提出期限 令和 7 年 9 月 12 日(金) 午後 5 時
 イ 提出先 香取市役所 総合政策部 秘書広報課 シティプロモーション推進室
 ウ 提出書類及び部数等

下表の書類を、正本（表紙は様式第 4 号）1 部と副本の記載があるものは 7 部（正本複写可）提出する。会社名は、所定様式及び見積書以外は記載しないこととする。

- エ 提出方法 持参又は郵送等（参加表明書の提出と同様）

提出書類	様式等	部数	留意事項
(ア) 提案書			
①企画・構成	表紙は様式第 4 号。A4 判 (任意様式。 両面印刷可)	正本 1 部 副本 7 部	○企画コンセプト、編集方針、全体の構成案、特集ページの企画、写真の点数・特殊撮影など具体的な提案を明記すること。
②カンパ	A4 判 8 ページ程度 (片面印刷。 A3 判見開きイメージ可)		○表紙デザイン(表題含む)と本文(特集ページ含む)を作成すること。 ○本文の書体は使用する書体を用いるが、文章はダミーでもよい。 ○写真は市ホームページや観光パンフレット等から引用してもよい。
③装丁・製本	(任意様式)		○紙質・厚さ、綴じ方法、使用する特殊加工の仕様等を明記すること。 ※使用予定の用紙サンプルを全種類（表紙・本文等）1 枚ずつ添付する。
④制作工程表	(任意様式)		○企画から納品までの工程を明記すること。
(イ) 会社概要	様式第 5 号	正本 1 部	※会社概要のパンフレットがあれば 1 部添付する。
(ウ) 業務実施体制	様式第 6 号	正本 1 部	
(エ) 見積書	(任意様式)	正本 1 部	○積算内訳として企画デザイン費、写真撮影費、編集費、印刷製本費、諸経費など、作成にかかる費用すべてを明記すること。

8 審査

審査は、第 1 次審査と第 2 次審査を香取市市勢要覧作成業務委託業者選定委員会（以

下選定委員会」という。)が行う。選定委員は、市職員 5 名(予定)で構成する。ただし、第 1 次審査は選定委員会の意見を聞き、事務局において審査することができる。

(1) 第 1 次審査

提出書類の内容を審査し、第 1 次審査評価点を算出する。

提案書等の提出が 4 者以上の場合は、評価の高い上位 3 者を第 1 次審査通過者とする。同点となった場合は、見積書における見積り価格が最も安価である 3 者を第 1 次審査通過者とする。また、3 者以内の場合は、事務局が事業者の仕様書記載要件の具備を確認した上で、第 2 次審査で審査するものとする。

(2) 第 1 次審査の結果

公募型プロポーザル第 1 次審査結果通知書(様式第 8 号)により通知する。

ア 通知日 令和 7 年 9 月 26 日(金)
イ 通知先 参加表明書に記載された連絡担当者
ウ 通知方法 郵送及び電子メール

※第 1 次審査通過者には第 2 次審査の日程等を通知する。

(3) 第 2 次審査

第 1 次審査通過者に対し、プレゼンテーションの内容を審査し、第 2 次審査評価点を算出する。

ア 期 日 令和 7 年 10 月 15 日(水)
イ 時 間 第 1 次審査通過者ごとに香取市の指定する時間で実施
ウ 場 所 香取市役所内
エ 出席者 3 名以内(うち 1 名は、本業務を中心的に担当する者とする)
オ 時間配分 第 2 次審査時間は 1 者あたり 30 分程度(プレゼンテーション 20 分以内、質疑応答 10 分程度)とする。
カ そ の 他 プレゼンテーションは非公開とする。
プレゼンテーションは提出された資料をもとに行い、追加提案の説明及び追加資料の配布は認めない。この場合、パソコン・プロジェクターを用いての説明は可とする。
プロジェクター(EPSON EB-1945W)、スクリーン、延長コードは香取市で用意するが、プロジェクターの持ち込みも可とする。

(4) 優先交渉権者の選定

第 1 次審査及び第 2 次審査の評価点を合計し、点数の最も高い事業者を優先交渉権者とする。最高得点者が 2 者以上ある場合は、第 2 次審査の評価点が高い者を優先交渉権者とする。この時点で更に最高得点者が 2 者以上ある場合は、選定委員会が採決して決定する。

なお、本プロポーザルの参加事業者が 1 者の場合でもプロポーザルを実施する。なお、選定委員会の平均点が 60 点以上あれば、優先交渉権者とする。

(5) 第2次審査の結果

優先交渉権者として、選定又は選定しなかった旨を公募型プロポーザル第2次審査結果通知書（様式第8号）により通知する。

ア 通知日 令和7年10月下旬（予定）

イ 通知先 参加表明書に記載された連絡担当者

ウ 通知方法 郵送及び電子メール

エ その他 審査及び選定結果に係る問い合わせには応じない。また、審査の結果は、本市ホームページにおいて公表する。

(6) 審査項目及び評価観点等

	審査項目		評価観点	配点
第1次審査	1	業務体制・スケジュール	十分な業務体制、全体スケジュールとなっているか	10
	2	実績及び作品への評価	実績豊富で、過去の成果物は魅力的な仕上がりがりか	20
	3	装丁・製本	保存性に耐えうる製本で、紙の材質等に工夫がみられるか	5
	4	提案金額		15
第2次審査	5	全体の構成案及びデザイン	作成目的を理解し、情報が過不足なく選択された構成案と読者を引きつけるデザインが示された優れた提案か	25
	6	特集ページの企画及びデザイン	特集にふさわしい企画、読みやすいデザインが示された優れた提案か	25
計				100

9 契約の締結等

優先交渉権者と、仕様書の内容などについて協議の上、香取市市勢要覧作成業務委託の随意契約の相手方として契約を締結する。契約締結は、令和7年12月を想定している。

なお、優先交渉権者の決定後、契約を締結できない事由が発生した場合又は契約内容について協議が整わなかった場合は、次に評価点が高く、選定委員会が適切であると判断した事業者から順に契約交渉を行い、合意に達した事業者と契約を締結する。

10 その他の留意事項

(1) 本プロポーザルに係る提案書等の作成、提出及びプレゼンテーション等に要する費用は、全て参加者の負担とする。

(2) 業務を円滑に履行するために必要な事前準備業務については、全て参加者負担とす

る。

- (3) 業者決定後、事業の円滑かつ具体的な実施に向けて、提案内容の変更や新たな提案を求める場合がある。
- (4) 本プロポーザルに参加したことにより知り得た事項については、本市の許可を得ないでこれを公表することを禁止するとともに、その秘密を他に漏らしてはならない。
- (5) 本要領の配布後は、香取市秘書広報課及び本業務に関連する部署への一切の営業活動及び情報収集活動（ただし、「6 質問書の提出」記載の事項を除く。）を禁ずる。
- (6) 審査内容及び選定委員の氏名については、公表しない。
- (7) 提案書類は返却しない。
- (8) 提出された提案書の著作権は、選考結果に関わらず、提案書を提出した参加者に帰属する。ただし、本市が公表等に当たり、修正等が必要と判断した場合には、本市は、無償で使用及び修正ができるものとし、併せて、提案書を提出した参加者は、著作権人格権を主張しないものとする。なお、提出書類は、本業務以外の目的で使しないが、提案書等は香取市情報公開条例（平成 18 年香取市条例第 15 号）に基づく行政文書の開示請求の対象となるため、提出される書類において、同条例第 8 条第 3 号に該当するものは、その部分を明らかにすること。
- (9) 提出後の提案書等の修正や変更は、原則として認めないものとする。
- (10) 次のいずれかに該当するときは、提案を無効とする。
 - ア 優先交渉権者の選定までの間に本プロポーザルの参加資格を満たさなくなった場合
 - イ 提案書等の書類に虚偽の内容が記載されている場合
 - ウ 提案書等の書類の提出条件、提出方法等が適合しない場合
 - エ 提案書等の書類に記載すべき事項が記載されていない場合
 - オ 審査の公平性に影響を与える行為があったと認められる場合
- (11) 優先交渉権者の選定後、契約締結までの間に当該優先交渉権者が本プロポーザルの参加資格を満たさなくなった場合、契約を締結しないことがある。
- (12) その他必要な事項については、協議の上決定する。
- (13) 本件は、令和 7 年 9 月香取市議会定例会において、本契約に係る予算が可決された場合に限り、契約を締結する。否決された場合は、契約は締結しない。

11 問い合わせ及び各書類の提出先

香取市役所 総合政策部 秘書広報課 シティプロモーション推進室

担当：平山・土子・中村

〒287-8501 千葉県香取市佐原口 2127 番地

電話番号 0478 - 50 - 1204

電子メール koho@city.katori.lg.jp